

北海道公安委員会告示第166号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示する。

令和4年10月21日

北海道公安委員会委員長 吉本 淳一

1 合意した者

- (1) 北海道中央バス株式会社
- (2) ニセコバス株式会社
- (3) 北海道公安委員会
- (4) 仁木町長
- (5) 余市町長
- (6) 北海道運輸局札幌運輸支局長
- (7) イナホ観光株式会社
- (8) 仁木町地域公共交通活性化協議会

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、北海道中央バス株式会社又はニセコバス株式会社が管理する次の表に掲げる停留所とする。

	停留所名	上下線別	所在地
1	大江橋	上り	余市郡仁木町大江2丁目215番地先
2	大江橋	下り	余市郡仁木町大江3丁目2番地先
3	大江中央	上り	余市郡仁木町大江2丁目295番地先
4	大江中央	下り	余市郡仁木町大江2丁目96番地先
5	仁木スキー場	上り	余市郡仁木町大江1丁目91番地1先
6	仁木スキー場	下り	余市郡仁木町大江1丁目102番地2先
7	然別	上り	余市郡仁木町大江1丁目14番地1先
8	然別	下り	余市郡仁木町大江1丁目3番地先
9	西平内	上り	余市郡仁木町南町8丁目65番地先
10	西平内	下り	余市郡仁木町南町8丁目20番地先
11	砥の川入口	上り	余市郡仁木町西町9丁目9番地2先
12	砥の川入口	下り	余市郡仁木町西町10丁目24番地先
13	仁玄寺	上り	余市郡仁木町西町7丁目21番地先
14	仁玄寺	下り	余市郡仁木町西町8丁目2番地先
15	仁木役場前	上り	余市郡仁木町西町1丁目2番地先
16	仁木役場前	下り	余市郡仁木町北町2丁目25番地1先
17	仁木郵便局	上り	余市郡仁木町北町3丁目95番地先
18	仁木郵便局	下り	余市郡仁木町北町4丁目69番地2先
19	稲園	上り	余市郡仁木町北町11丁目15番地2先
20	稲園	下り	余市郡仁木町北町12丁目4番地先
21	中の川橋	上り	余市郡余市町黒川町1114番地13先
22	中の川橋	下り	余市郡余市町黒川町1126番地先
23	中道すずらんホール前	下り	余市郡余市町黒川町13丁目10番地1先

3 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、それぞれ同表の右欄に掲げる仁木町の委託を受けて行う交通空白地有償運送の用に供する自動車とする。

運行事業者	自動車
イナホ観光株式会社	仁木町コミュニティバス（通称「ニキバス」）